

小児用メガネ等に係る療養費について

9歳未満の小児の弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として、医師の指示のもとに作成した眼鏡及びコンタクトレンズは療養費の支給対象となります。

※乱視などほかの症状のみの場合は対象になりません。

1. 支給額

【上限金額】

- ・治療用眼鏡 掛け眼鏡式 38,902円→令和6年4月1日より40,492円
(フレーム・レンズ一式)
- ・ " 焦点調節式 18,759円→令和6年4月1日より19,716円

※ 上限までの購入金額の7割（未就学児の場合は8割）が国保から支給になります。

※ 申請されてから支給されるまでには3ヵ月程度のお日にちをいただきます。

※ 国保から支給された翌月以降に公費から3割（2割）が支給されます。

2. 療養費の請求手続き

【申請に必要なもの】いずれも原本をお持ちください。

- ・マイナンバーカード、資格情報通知書、資格確認書、有効期限内の保険証のいずれか
- ・世帯主名義の口座番号等がわかるもの
- ・医療証（**乳**又は**子**の医療証等）
- ・領収書（金額の内訳、子供の名前及び支払日が記入されたもの）
- ・医師の指示書(意見書)及び眼鏡処方箋
- ・検査結果（処方箋に記載されている場合には不要）

※領収書は眼鏡店、処方箋等は医療機関で作成してもらってください。

※申請の時効は、眼鏡を購入した日の翌日から2年になります。

3. 再申請（再作製）

眼鏡等を新しく作り再度申請する場合は、一定の年数が経っていないと保険適用できません。

- 5歳未満 前回の医師の指示日から1年以上
- 5歳以上 前回の医師の指示日から2年以上

4. その他

審査機関による審査がありますので、支給とならない場合もあります。

板橋区国民健康保険以外の健康保険に加入の場合は、加入されている健康保険へお問い合わせください。

【申請・問合先】板橋区役所国保年金課国保給付係
南館2階㊟窓口（TEL：03-3579-2404）